

参考資料

豚及び家きんに由来する 未利用動物由来たん白質の 飼料利用について

平成22年3月9日

未利用の動物由来たん白質の 利用再開に当たっての考え方

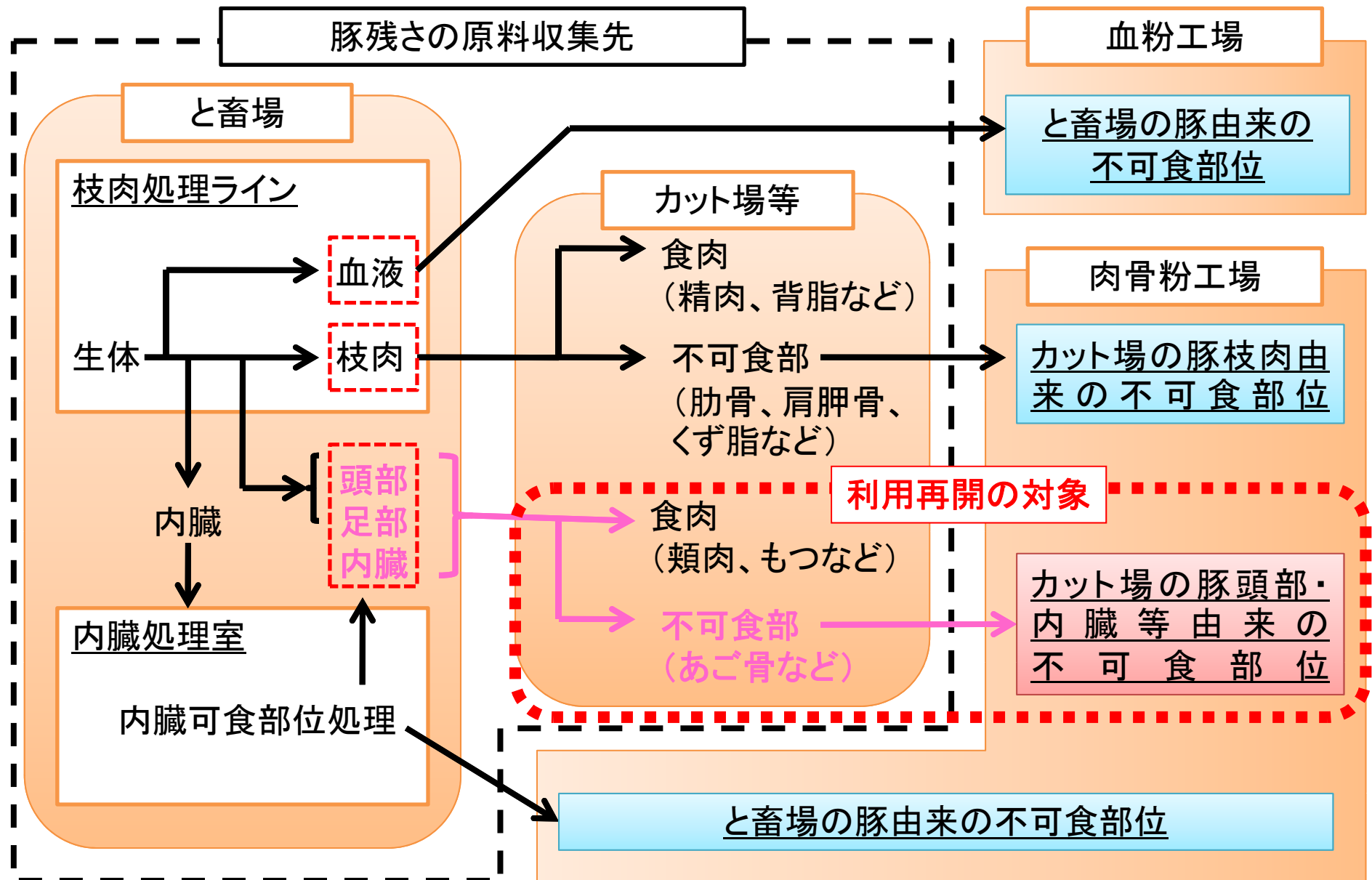
肉骨粉等の原料 として利用可のもの	利用再開時
<ul style="list-style-type: none"> ・食鳥処理場の残さ ・豚と畜場の血液 	平成13年11月
<ul style="list-style-type: none"> ・豚と畜場の残さ ・豚カット場の枝肉由来の残さ 	平成17年4月
<ul style="list-style-type: none"> ・豚カット場の頭部などに由来する残さ ・家きんカット場の残さ 	利用不可 (利用再開を検討中)

豚又は家きんのみに由来する残さは、
反すう動物由来たん白質が混入しないので、
利用再開してもよい。

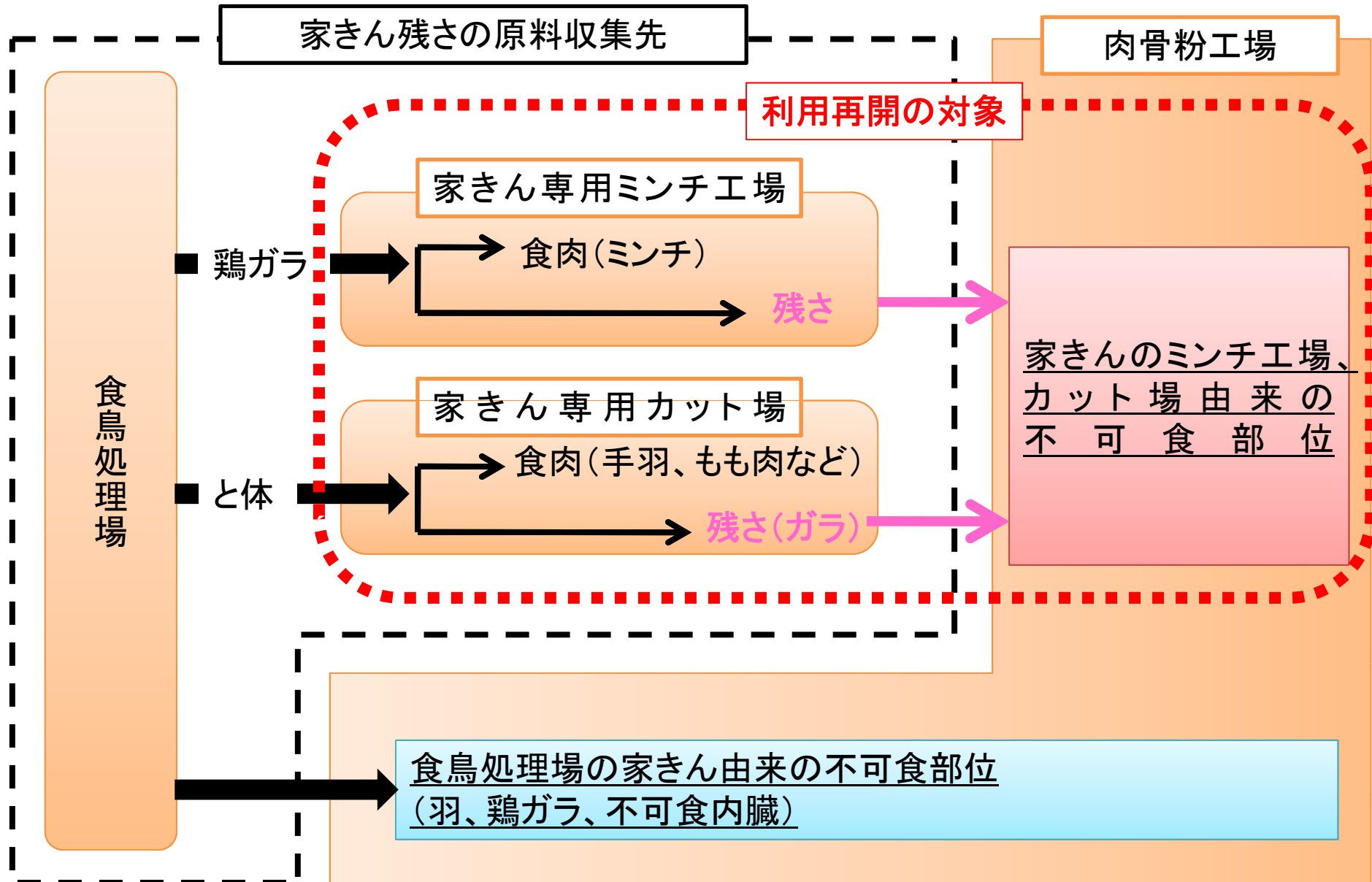
再開条件

1. 豚については、
分別管理基準を満たしていること。
(※分別管理基準:と畜場及びカット場が畜種別の専用ラインで処理していること。)
2. 家きんについては、
家きん専用施設で処理していること。

利用再開の対象とする豚残さ



利用再開の対象とする家きん残さ



大臣確認のチェック体制

